

青森県報

第三千八百九十七号

平成二十六年
九月十九日
(金曜日)

目次

公 告

大規模小売店舗の立地に関する意見の概要	(商工政策課)	一
右	(同)	一
右	(同)	二
右	(同)	二
右	(同)	三
右	(同)	三
建設業者の許可の取消し	(東青地域 県民局)	四
右	(三 八地 民局)	四
選挙管理委員会		
衆議院小選挙区選出議員選挙における選挙運動費用収支報告書の要旨の一部訂正	(事務局)	四
公安委員会		
渋滞・映像表示システム機器賃貸借契約に係る一般競争入札	(会計課)	六
公営企業		
特定調達契約に係る契約の相手方の決定に関する公示	(病院 理院 課局)	七

公

告

大規模小売店舗の立地に関する意見の概要

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第八条第四項の規定により述べた意見の概要について、同条第六項の規定により次のとおり公告する。

平成二十六年九月十九日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 大規模小売店舗の名称及び所在地
ホームセンターかんぶん野辺地店
上北郡野辺地町字上川原三の一
 - 二 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名
株式会社菅文
岩手県二戸市堀野字長地七五の四
代表取締役 菅陽悦
 - 三 意見の概要
県の見解なし
 - 四 意見書の縦覧
 - 1 場所
青森県商工労働部商工政策課及び野辺地町役場
 - 2 期間
平成二十六年九月十九日から同年十月十九日まで
 - 3 時間
午前八時三十分から午後五時十五分まで
ただし、野辺地町役場にあつては、その執務時間内とする。
- 大規模小売店舗の立地に関する意見の概要
- 大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第八条第四項の規定により述べた意見の概要について、同条第六項の規定により次のとおり公告する。

平成二十六年九月十九日

青森県知事 三 村 申 吾

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

ホームセンターかんぶん七戸店

上北郡七戸町字笹田一九の七

二 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名

株式会社菅文

岩手県二戸市堀野字長地七五の四

代表取締役 菅陽悦

三 意見の概要

県の意見なし

四 意見書の縦覧

1 場所

青森県商工労働部商工政策課及び七戸町役場

2 期間

平成二十六年九月十九日から同年十月十九日まで

3 時間

午前八時三十分から午後五時十五分まで

ただし、七戸町役場にあつては、その執務時間内とする。

大規模小売店舗の立地に関する意見の概要

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第八条第四項の規定により述べた意見の概要について、同条第六項の規定により次のとおり公告する。

平成二十六年九月十九日

青森県知事 三 村 申 吾

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

ホームセンターかんぶん三戸店

三戸郡南部町大字大向字後構二〇の三

二 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名

株式会社菅文

岩手県二戸市堀野字長地七五の四

代表取締役 菅陽悦

三 意見の概要

県の意見なし

四 意見書の縦覧

1 場所

青森県商工労働部商工政策課及び南部町役場

2 期間

平成二十六年九月十九日から同年十月十九日まで

3 時間

午前八時三十分から午後五時十五分まで

ただし、南部町役場にあつては、その執務時間内とする。

大規模小売店舗の立地に関する意見の概要

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第八条第四項の規定により述べた意見の概要について、同条第六項の規定により次のとおり公告する。

平成二十六年九月十九日

青森県知事 三 村 申 吾

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

ホームセンターかんぶん五戸店

三戸郡五戸町字下モ沢向二一の二七

二 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名

株式会社菅文

岩手県二戸市堀野字長地七五の四

代表取締役 菅陽悦

三 意見の概要

県の意見なし

四 意見書の縦覧

1 場所

青森県商工労働部商工政策課及び五戸町役場

2 期間

平成二十六年九月十九日から同年十月十九日まで

3 時間

午前八時三十分から午後五時十五分まで
ただし、五戸町役場にあつては、その執務時間内とする。

大規模小売店舗の立地に関する意見の概要

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第八条第四項の規定により述べた意見の概要について、同条第六項の規定により次のとおり公告する。

平成二十六年九月十九日

青森県知事 三 村 申 吾

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

ユニバース・かんぶん階上店

三戸郡階上町大字道仏字耳ヶ吠四七の一七外

二 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名

1 株式会社菅文

岩手県二戸市堀野字長地七五の四

代表取締役 菅陽悦

2 株式会社ユニバース

八戸市大字長苗代字前田八三の一

代表取締役 三浦紘一

三 意見の概要

県の意見なし

四 意見書の縦覧

1 場所

青森県商工労働部商工政策課及び階上町役場

2 期間

平成二十六年九月十九日から同年十月十九日まで

3 時間

午前八時三十分から午後五時十五分まで

ただし、階上町役場にあつては、その執務時間内とする。

大規模小売店舗の立地に関する意見の概要

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第八条第四項の規定により述べた意見の概要について、同条第六項の規定により次のとおり公告する。

平成二十六年九月十九日

青森県知事 三 村 申 吾

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

ユニバース・かんぶん上北町店

上北郡東北町旭北一丁目六八〇の一外

二 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名

1 株式会社菅文

岩手県二戸市堀野字長地七五の四

代表取締役 菅陽悦

2 株式会社ユニバース

八戸市大字長苗代字前田八三の一

代表取締役 三浦紘一

三 意見の概要

県の意見なし

四 意見書の縦覧

1 場所

青森県商工労働部商工政策課及び東北町役場

2 期間

平成二十六年九月十九日から同年十月十九日まで

3 時間

午前八時三十分から午後五時十五分まで

ただし、東北町役場にあつては、その執務時間内とする。

大規模小売店舗の立地に関する意見の概要

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第八条第四項の規定により述べた意見の概要について、同条第六項の規定により次のとおり公告する。

平成二十六年九月十九日

青森県知事 三 村 申 吾

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

ドリームタウンALi

青森市浜田三丁目一の一外

二 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名

みずほ信託銀行株式会社

東京都中央区八重洲一丁目二の一

代表取締役 中野武夫

三 意見の概要

県の意見なし

四 意見書の縦覧

1 場所

青森県商工労働部商工政策課及び青森市役所

2 期間

平成二十六年九月十九日から同年十月十九日まで

3 時間

午前八時三十分から午後五時十五分まで

ただし、青森市役所にあつては、その執務時間内とする。

建設業者の許可の取消し

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

平成二十六年九月十九日

青森県知事 三 村 申 吾

一 商号又は名称 株式会社金澤組土建

二 代表者の氏名 金澤 てる

三 主たる営業所の所在地 東津軽郡外ヶ浜町字平館舟岡四四の五

四 許可番号 青森県知事許可（般 二三）第一 九 七号

五 取消年月日 平成二十六年八月七日

六 取消しに係る建設業の許可

土木、とび・土工、ほ装、しゅんせつ、水道施設工事業に係る一般建設業の許可

七 取消しの原因となった事実

平成二十六年七月三十一日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

建設業者の許可の取消し

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

平成二十六年九月十九日

青森県知事 三 村 申 吾

一 商号又は名称 キムラ建築

二 氏名 木村 吉美

三 主たる営業所の所在地 三戸郡南部町大字上名久井字昼ノ前一四の一

四 許可番号 青森県知事許可（般 二三）第三〇〇二五五号

五 取消年月日 平成二十六年八月十一日

六 取消しに係る建設業の許可

土木、建築工事業に係る一般建設業の許可

七 取消しの原因となった事実

平成二十六年四月三十日前記建設業者が死亡したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

選挙管理委員会

青森県選挙管理委員会告示第五十五号

平成二十二年一月十二日青森県選挙管理委員会告示第一号（衆議院小選挙区選出議

県選挙における選挙運動費用収支報告書の要旨)の一部を次のように訂正する。

平成二十六年九月十九日

青森県選挙管理委員会委員長 柿崎光顯

公職の候補者の選挙運動に関する収支報告書要旨の平成二十一年八月三十日執行の衆議院小選挙区選出議員選挙の候補者氏名江渡聡徳の第一回分の表中

「収入

主たる寄附

(氏名・団体名) (職業) (寄附額)

円

自由民主党 政 党 5,000,000

円

その他の寄附 0 件 0

その他の収入 2,000,000

今回計 7,000,000

前回計 0

総計 7,000,000 円

「収入

主たる寄附

(氏名・団体名) (職業) (寄附額)

円

自由民主党 政 党 5,000,000

聴友会 政治団体 700,000

円

その他の寄附 0 件 0

その他の収入 2,000,000

今回計 7,700,000

前回計 0

総計 7,700,000 円

回振し回欠の累計

「収入

主たる寄附

(氏名・団体名) (職業) (寄附額)

円

その他の寄附 0 件 0

その他の収入 0

今回計 0

前回計 7,000,000

総計 7,000,000 円

「収入

主たる寄附

(氏名・団体名) (職業) (寄附額)

円

その他の寄附 0 件 0

円

その他の収入 0

今回計 0

前回計 7,700,000

総計 7,700,000 円

回振し回欠の累計

「収入

主たる寄附

(氏名・団体名) (職業) (寄附額)

円

その他の寄附 0 件 0

その他の収入 0

今回計 0

前回計 7,000,000

総計 7,000,000 円

「収入

主たる寄附

(氏名・団体名) (職業) (寄附額)

円

その他の寄附 0 件 0

円

その他の収入 0

今回平	0
前回平	7,700,000
差平	7,700,000

公安委員会

渋滞・映像表示システム機器賃貸借契約に係る一般競争入札

次のとおり一般競争入札により契約を締結するので、地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第六十七条の六の規定により公告する。

平成二十六年九月十九日

青森県警察本部長 徳 永 崇

一 一般競争入札に付する事項

次に掲げる物件の賃貸借期間における設定導入費及び設置・調整費を含む賃貸借料とし、その仕様等は入札説明書のとおりとする。

渋滞・映像表示システム機器 一式

二 賃貸借期間

平成二十七年二月一日から平成三十二年一月三十一日まで（ただし、この契約に係る予算の減額又は削除があつた場合は、この期間の中途において当該契約を解除することがある。）

三 設置場所等

入札説明書による。

四 入札に参加する者に必要な資格

- 1 地方自治法施行令第六十七条の四第一項及び第二項に規定する者に該当しない者であること。
- 2 平成二十六年六月二十七日青森県告示第五百二十七号（物品等の競争入札参加資格）の一の規定により、OA機器の賃貸借契約及び電子計算組織に係るソフトウェア賃貸借契約についてAの等級に格付された者であること。
- 3 入札書の提出期限の日から開札の時までの間に、知事の指名停止の措置を受けていない者であること。

- 4 警察当局から、暴力団又は暴力団員が実質的に経営を支配する事業者若しくはこれに準ずる者であるとして地方公共団体発注業務等から排除要請があり、当該排除要請が継続している者でないこと。
- 5 納入する機器等について、青森県警察本部で示した仕様を満たすことを証明した者であること。

五 入札に参加する者に必要な資格の審査の申請の時期及び場所等

- 1 入札に参加しようとする者は、あらかじめ、四に定める資格を有することについて次に従い、一般競争入札参加資格審査申請書（以下「申請書」という。）により、審査を受けなければならない。

2 提出部数 一部

3 提出期限等

- (一) 入札に参加しようとする者は、申請書に関係資料を添えて、平成二十六年十月十日までに青森県警察本部長に提出しなければならない。また、申請書の内容について説明を求められた場合には、これに応じるとともに、必要な場合には、当該申請書の内容の変更等に応じなければならない。
- (二) (一)の説明及び内容の変更等に応じない者は、当該入札に参加することができないものとする。

(三) (一)の審査結果については、申請書を提出した者に対して書面により別途通知する。

4 提出場所

青森市新町二丁目三の一
青森県警察本部会計課用度係
電話 〇一七 七三三 四二一一

六 入札書の提出場所等

- 1 入札書の提出場所、入札説明書の交付場所、契約条項を示す場所及び問合せ先
青森市新町二丁目三の一
青森県警察本部会計課用度係
電話 〇一七 七三三 四二一一
- 2 入札書の提出期限
平成二十六年十月三十日 午前十一時
- 3 開札の場所及び日時
青森市新町二丁目三の一

青森県警察本部 三階 第二会議室

平成二十六年十月三十日 午前十一時十五分

七 入札保証金に関する事項

青森県財務規則（昭和三十九年三月青森県規則第十号）第百三十二条第一項第二号の規定により免除とする。

八 契約保証金に関する事項

賃貸借期間中初年度の契約金額（翌年度以降は各年度ごとの契約金額）の百分の五以上の金額とする。ただし、次のいずれかに該当する場合には、その全部又は一部の納付を免除することとし、翌年度以降の各年度についても同様とする。

1 保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約を締結したとき。

2 過去二年の間に国又は地方公共団体とその種類及び規模をほぼ同じとする契約を二回以上にわたって締結し、これらを全て誠実に履行し、かつ、契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるとき。

九 契約書の取り交わし時期

落札決定の日から七日以内

十 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

十一 その他

1 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

2 入札の無効

入札に参加する者に必要な資格のない者がした入札、入札説明書により義務付ける入札者の義務を果たさない者がした入札及び入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

3 入札書の記載方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の百分の八に相当する額を加算した金額（当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税業者であるか免税業者であるかを問わず、見積もった契約期間の総額のうち二か月分に相当する金額の百八分の百に相当する金額を入札書に記載すること。

4 契約金額

落札価格をもって平成二十六年年度の契約金額とする。ただし、平成二十七年年度から平成三十年年度までの各年度の契約金額は落札価格に十二を乗じた額を二で除して得た額（当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）とし、平成三十一年年度の契約金額は落札価格に十を乗じた額を二で除して得た額（当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）とする。

SUMMARY

1 Nature and quantity of the products to be leased:

(1) Traffic congestion graphic display system device 1set

(2) Specification and quantity of other products will be referred to a bid explanation

2 Time limit for tender:

11:00 A.M. October 30, 2014

3 Contact point for the notice:

Supply Section

Finance Division,

Aomori Prefectural Police HQ

2-3-1 Shimachi

Aomori City, Aomori 030-0801

Japan

TEL 017-723-4211

公 営 企 業

特定調達契約に係る契約の相手方の決定に関する公示

地方公共団体の物品等又は特定職務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第三百七十二号）第四条に規定する特定調達契約につき契約の相手方を決定したので、

同令第十一条の規定により次のとおり公示する。

平成二十六年九月十九日

青森県病院事業管理者 吉 田 茂 昭

- 一 物品等の名称及び数量
青森県立中央病院重油（JIS一種二号）供給単価契約一式
- 二 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
青森県立中央病院 管理課
青森市東造道二丁目一の一
- 三 契約の方法
一般競争入札
- 四 契約の相手方を決定した日
平成二十六年八月二十六日
- 五 契約の相手方の名称及び住所
北日本石油株式会社青森販売支店
青森市勝田二丁目二の一八
- 六 契約金額
一リットル 八十八円五十六銭
- 七 契約の相手方を決定した手続
予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札をした者を契約の相手方としたものである。
- 八 入札の公告を行った日
平成二十六年七月十四日

（発行所・発行人）
青森市長島二丁目一番一号
青 森 県

（印刷所・販売人）
青森市第一問屋町二丁目番七七号
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行
定価小口一枚二付十五円四十四銭